

第65期 中間決算公告

平成19年12月27日

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長 田辺 和夫

中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	336,514	預 金	8,072,152
コールローン及び買入手形	120,662	譲 渡 性 預 金	422,250
債券貸借取引支払保証金	65,667	コールマネー及び売渡手形	507,904
買 入 金 銭 債 権	109,958	売 現 先 勘 定	93,050
特 定 取 引 資 産	49,823	債券貸借取引受入担保金	1,473,299
金 銭 の 信 託	2,652	特 定 取 引 負 債	5,687
有 価 証 券	4,724,628	借 用 金	468,670
貸 出 金	7,607,595	外 国 為 替	3
外 国 為 替	928	社 債	189,224
そ の 他 資 産	309,422	新 株 予 約 権 付 社 債	68
有 形 固 定 資 産	133,583	信 託 勘 定 借	1,129,220
無 形 固 定 資 産	36,314	そ の 他 負 債	140,819
繰 延 税 金 資 産	86,120	賞 与 引 当 金	3,140
支 払 承 諾 見 返	661,158	退 職 給 付 引 当 金	1,385
貸 倒 引 当 金	△ 84,920	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	896
		補 償 請 求 権 損 失 引 当 金	6,956
		繰 延 税 金 負 債	19,991
		支 払 承 諾	661,158
		負 債 の 部 合 計	13,195,878
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	358,180
		資 本 剰 余 金	107,494
		利 益 剰 余 金	305,832
		株 主 資 本 合 計	771,507
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	212,210
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 7,469
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 15,532
		為 替 換 算 調 整 勘 定	333
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	189,541
		少 数 株 主 持 分	3,181
		純 資 産 の 部 合 計	964,230
資 産 の 部 合 計	14,160,108	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	14,160,108

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 19社

主要な会社名

Chuo Mitsui Trust International Ltd.

中央三井証券代行ビジネス株式会社

中央三井カード株式会社

中央三井アセットマネジメント株式会社

中央三井信用保証株式会社

なお、中央三井リース株式会社（現社名 三井CMリース株式会社）は、株式を譲渡したことから損益計算書のみ連結しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

主要な会社名

日本トラスティ情報システム株式会社

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 6社

9月末日 13社

② 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6. 当社の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

動 産 3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

8. 株式交付費のうち、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動に係る費用は資産として計上し、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。

9. 当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当社並びに主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は88,923百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間連結会計期間末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他資産」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）が

平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前連結会計年度下期から計上しております。

従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は79百万円、税金等調整前中間純利益は529百万円多く計上されています。

14. 補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。
15. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
17. 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。

18. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

19. 関係会社の株式(及び出資)総額（連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資)を除く）

502 百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 84,812 百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,283 百万円

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,904百万円、延滞債権額は49,982百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に

規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は561百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は75,524百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,973百万円であります。

なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,135百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	2,233,319百万円
貸出金	79,393百万円
その他資産	70百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,264百万円
コールマネー及び売渡手形	46,000百万円
売現先勘定	93,050百万円
債券貸借取引受入担保金	1,473,299百万円
借入金	333,900百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 272,199百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は8,789百万円であります。

28. 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 132,500百万円が含まれております。

30. 社債は、永久劣後特約付社債119,224百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。

31. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。
32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は158,954百万円であります。
33. 1株当たりの純資産額 421円 34銭
34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。35.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	593,472	594,885	1,412
地方債	-	-	-
社債	27,069	27,106	37
その他	95,787	94,182	△1,605
合計	716,329	716,174	△155

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	529,694	921,677	391,983
債券	1,730,762	1,679,719	△51,042
国債	1,688,123	1,637,396	△50,726
地方債	1,482	1,471	△11
社債	41,156	40,851	△304
その他	1,060,935	1,037,394	△23,540
合計	3,321,391	3,638,792	317,400

なお、上記の評価差額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,420百万円を加えた319,821百万円から繰延税金負債107,795百万円を差し引いた額212,025百万円のうち少数株主持分相当額122百万円を控除した額211,902百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について242百万円の減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると思われる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復す

る見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	87,639
非上場社債	223,774
非上場外国証券	9,075
出資証券	139,218

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の 信託	1,677	2,652	974

なお、上記の評価差額から繰延税金負債396百万円を差し引いた額578百万円のうち少数株主持分相当額134百万円を控除した額443百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

37. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものが60,785百万円あります。これらは、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券であります。当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。
38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,284,401百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,083,352百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 企業集団内の会社に投資を売却した場合の税効果会計については、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号）が平成19年3月29日付で改正されたことに伴い、同実務指針を適用し、前連結会計年度下期から会計処理を変更しております。

従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった

場合と比べ、前中間連結会計期間の中間純利益は995百万円多く計上されています。

40. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,089,656百万円、貸付信託968,918百万円であります。

41. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は12.11%であります。

中間連結損益計算書

平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	214,721
信託報酬	13,725
資金運用収益	102,870
（うち貸出金利息）	55,464
（うち有価証券利息配当金）	43,660
役務取引等収益	64,212
特定取引収益	1,394
その他業務収益	1,254
その他経常収益	31,263
経常費用	163,824
資金調達費用	48,130
（うち預金利息）	19,185
役務取引等費用	2,645
その他業務費用	3,345
営業経費	63,349
その他経常費用	46,353
経常利益	50,897
特別利益	3,842
特別損失	302
税金等調整前中間純利益	54,436
法人税、住民税及び事業税	2,502
法人税等調整額	20,825
少数株主利益	878
中間純利益	30,230

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 22円 11銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 13円 58銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常費用」には、貸出金償却3,481百万円、貸倒引当金繰入額12,237百万円及び株式等償却1,743百万円を含んでおります。